別表六(二十六)の記載要領等第１号中「第42条の12の７第４項から第６項まで（事業適応設備」を「第42条の12の６第２項（生産工程効率化等設備」に、「所得税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第８号）第13条」を「所得税法等の一部を改正する法律（令和７年法律第13号）第８条」に、「第４号(2)及び第８号」を「第４号(1)及び第６号」に、「令和６年旧措置法」を「令和７年旧措置法」に、「第42条の12の７第６項」を「第42条の12の７第４項若しくは第５項」に改め、同第四号(1)中「租税特別措置法」を「令和７年旧措置法」に改め、同号(2)中「第42条の12の７第６項」を「第42条の12の６第２項」に、「認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画」を「特定認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画」に、「同条第３項」を「同条第１項」に、「第９号(1)及び第10号(1)」を「第８号(1)及び第９号(1)」に改め、「又は令和６年旧措置法第42条の12の７第３項に規定する生産工程効率化等設備等」を削り、同第六号中「租税特別措置法施行令」を「租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（令和７年政令第127号）による改正前の租税特別措置法施行令（次号において「令和７年旧措置法施行令」という。）」に、「(租税特別措置法」を「(令和７年旧措置法」に改め、同第七号中「租税特別措置法施行令」を「令和７年旧措置法施行令」に改め、同第八号を削り、同第九号(1)中「「同上のうち中小企業者に係る額　(33)」」を「「同上のうち中小企業者に係る額　(30)」」に、「「取得価額の合計額((11)のうち生産工程効率化等設備に係る額の合計額)　(32)」」を「「取得価額の合計額((11)のうち生産工程効率化等設備に係る額の合計額)　(29)」」に、「第42条の12の７第６項第１号」を「第42条の12の６第２項第１号」に改め、同号(2)中「「同上のうちエネルギーの利用による環境への負荷の低減に著しく資するものに係る額　(34)」」を「「同上のうちエネルギーの利用による環境への負荷の低減に著しく資するものに係る額　(31)」」に、「「同上のうち中小企業者に係る額　(33)」」を「「同上のうち中小企業者に係る額　(30)」」に、「第27条の12の７第３項」を「第27条の12の６第１項（生産工程効率化等設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除)」に改め、同号を同第八号とし、同第十号(1)中「「(32)のうち中小企業者以外の法人に係る額　(36)」」を「「(29)のうち中小企業者以外の法人に係る額　(33)」」に、「「取得価額の合計額((11)のうち生産工程効率化等設備に係る額の合計額)　(32)」」を「「取得価額の合計額((11)のうち生産工程効率化等設備に係る額の合計額)　(29)」」に改め、同号(2)中「「同上のうちエネルギーの利用による環境への負荷の低減に特に著しく資するものに係る額　(37)」」を「「同上のうちエネルギーの利用による環境への負荷の低減に特に著しく資するものに係る額　(34)」」に、「「(32)のうち中小企業者以外の法人に係る額　(36)」」を「「(29)のうち中小企業者以外の法人に係る額　(33)」」に、「第27条の12の７第３項」を「第27条の12の６第１項」に改め、同号を同第九号とする。

別表六(二十七)の表中「措法第42条の12の７第７項及び第10項の規定の適用可否」を「措法第42条の12の６第３項及び第６項の規定の適用可否」に、「当期税額基準額残額(13)×20/100－(別表六(二十六)「19」＋「26」＋「41」)」を「当期税額基準額残額(13)×20/100－(別表六(二十六)「19」＋「26」＋「38」)」に、「当期税額基準額残額(13)×40/100－(別表六(二十六)「19」＋「26」＋「41」)－(16)－(21)」を「当期税額基準額残額(13)×40/100－(別表六(二十六)「19」＋「26」＋「38」)－(16)－(21)」に改め、同表の記載要領等第１号中「第42条の12の７第７項、第８項、第10項又は第11項（事業適応設備」を「第42条の12の６第３項、第４項、第６項又は第７項（生産工程効率化等設備」に、「同条第８項又は第11項」を「同条第４項又は第７項」に改め、同第11号中「「措法第42条の12の７第７項及び第10項の規定の適用可否」」を「「措法第42条の12の６第３項及び第６項の規定の適用可否」」に、「第42条の12の７第７項又は第10項」を「第42条の12の６第３項又は第６項」に改め、同第13号中「第42条の12の７第７項に」を「第42条の12の６第３項に」に改め、同号(1)中「第42条の12の７第７項第１号」を「第42条の12の６第３項第１号」に改め、同号(2)中「第27条の12の７第４項第１号（事業適応設備」を「第27条の12の６第２項第１号（生産工程効率化等設備」に改め、同号(3)中「第27条の12の７第４項第２号」を「第27条の12の６第２項第２号」に改め、同号(4)中「第27条の12の７第４項第３号」を「第27条の12の６第２項第３号」に改め、同号(5)中「第42条の12の７第７項第２号」を「第42条の12の６第３項第２号」に改め、同号(6)中「第27条の12の７第５項第１号」を「第27条の12の６第３項第１号」に改め、同号(7)中「第27条の12の７第５項第２号」を「第27条の12の６第３項第２号」に改め、同号(8)中「第27条の12の７第５項第３号」を「第27条の12の６第３項第３号」に改め、同号(9)中「第42条の12の７第10項第１号」を「第42条の12の６第６項第１号」に改め、同号(10)中「第42条の12の７第10項第２号」を「第42条の12の６第６項第２号」に改め、同号(11)中「第42条の12の７第10項第３号」を「第42条の12の６第６項第３号」に改め、同号(12)中「第42条の12の７第10項第４号」を「第42条の12の６第６項第４号」に改め、同第四号中「第42条の12の７第７項各号及び第10項各号」を「第42条の12の６第３項各号及び第６項各号」に改め、同第五号(1)中「第42条の12の７第７項」を「第42条の12の６第３項」に、「同条第10項」を「同条第６項」に改め、同第六号中「第27条の12の７第６項第２号又は第８項第２号」を「第27条の12の６第４項第２号又は第６項第２号」に改める。

別表六(二十八)の表を次のように改める。